

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人春田健治の上告理由一について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取舍判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

同二について

商法二三条の趣旨とするところは、第三者が名義貸与者を真実の営業主であると誤認して名義貸与を受けた者との間で取引をした場合に、名義貸与者が営業主であるとの外観を信賴した第三者を保護し、もつて取引の安全を期するというにあり、名義貸与を受けた者がした取引行為の外形をもつ不法行為により負担することになつた損害賠償債務も、前記法条にいう「其ノ取引ニ因リテ生ジタル債務」に含まれるものと解するのが相当である。

してみると、原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、上告人Aのした不法行為により被上告人が被つた損害につき、上告会社において商法二三条所定の名義貸与者の責任を負うべきであるとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。所論引用の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は、ひつきよう、原審の認定にそわない事実に基づいて原判決の不当をいうか、又は独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意

見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	横	井	大	三	
裁判官	伊	藤	正	己	
裁判官	木	戸	口	久	治
裁判官	安	岡	満	彦	